2　法第二十八条の二の二第一項に規定する政令で定めるものは、同項の個人の不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業に係る所得税法第二条第一項第二十号に規定する繰延資産（以下この条において「繰延資産」という。）のうちまだ必要経費に算入されていない部分及び所得税法施行令第百八十二条の二第三項に規定する繰延消費税額等（以下この条において「繰延消費税額等」という。）のうちまだ必要経費に算入されていない部分とする。

3　法第二十八条の二の二第一項に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　減価償却資産　当該債務の免除を受けた日にその減価償却資産の譲渡があつたものとみなして所得税法第三十八条第二項の規定（その減価償却資産が昭和二十七年十二月三十一日以前から引き続き所有していたものである場合には、同法第六十一条第三項の規定）を適用した場合にその減価償却資産の取得費とされる金額に相当する金額が、法第二十八条の二の二第一項に規定する準則に定められた方法により評定が行われた当該減価償却資産の価額を超える場合のその超える部分の金額

二　繰延資産　その繰延資産の額からその償却費として所得税法第五十条の規定により当該債務の免除を受けた日の属する年分以前の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額（以下この条において「事業所得等の金額」という。）の計算上必要経費に算入される金額の累積額を控除した金額が、法第二十八条の二の二第一項に規定する準則に定められた方法により評定が行われた当該繰延資産の価額を超える場合のその超える部分の金額

三　繰延消費税額等　その繰延消費税額等から所得税法施行令第百八十二条の二第三項又は第四項の規定により当該債務の免除を受けた日の属する年分以前の各年分の事業所得等の金額の計算上必要経費に算入される金額の累積額を控除した金額が、法第二十八条の二の二第一項に規定する準則に定められた方法により評定が行われた当該繰延消費税額等の価額を超える場合のその超える部分の金額

4　法第二十八条の二の二第一項の規定の適用を受けた個人が、減価償却資産若しくは繰延資産につき所得税法第四十九条第一項若しくは第五十条第一項の規定により法第二十八条の二の二第一項に規定する債務処理計画に基づきその有する債務の免除を受けた日以後の期間に係る償却費の額を計算するとき、繰延消費税額等につき所得税法施行令第百八十二条の二第四項の規定により同日以後の期間に係る事業所得等の金額の計算上必要経費に算入する金額の計算をするとき又は法第二十八条の二の二第一項に規定する対象資産につき同日以後譲渡（所得税法第三十三条第一項の譲渡をいう。）、相続、遺贈若しくは贈与があつた場合において事業所得の金額、譲渡所得の金額若しくは雑所得の金額を計算するときは、法第二十八条の二の二第一項の規定により不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入することとされた金額に相当する金額は、同日において、当該減価償却資産若しくは繰延資産の償却費としてその者の同日の属する年分以前の各年分の事業所得等の金額の計算上必要経費に算入された金額又は当該繰延消費税額等のうち既に同令第百八十二条の二第三項若しくは第四項の規定によりその者の同日の属する年分以前の各年分の事業所得等の金額の計算上必要経費に算入された金額とみなすものとする。

5　法第二十八条の二の二第一項の規定の適用に係る同項に規定する対象資産につき、償却費の額を計算する場合、事業所得等の金額の計算上必要経費に算入する金額の計算をする場合又は事業所得の金額、譲渡所得の金額若しくは雑所得の金額を計算する場合には、確定申告書に減価償却資産の取得に要した金額、繰延資産の額又は繰延消費税額等が前項の規定により計算されている旨及びその計算の明細を記載するものとする。

第十九条第九項第一号中「独立行政法人環境再生保全機構、」を削る。

第十九条の四第十二項中「特定外国新株予約権等」を「特定外国新株予約権」に改める。

第二十条の二第二項第一号中「独立行政法人環境再生保全機構、」を削り、同項第五号中「（平成十年法律第九十二号）第五十二条第三号」を「第六十二条第三号」に、「第五十一条第一項」を「第六十一条第一項」に改め、同項第六号中「第七十四条第四号」を「第百十九条第四号」に、「第七十三条第一項」を「第百十八条第一項」に、「都市再生整備推進法人」を「都市再生推進法人」に改め、同条第九項中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、同条第十項を次のように改める。

10　法第三十一条の二第二項第九号の二に規定する良好な居住環境を備えたものとして政令で定めるものは、マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第九号に規定するマンション敷地売却事業に係る同法第百九条第一項に規定する決議要除却認定マンションを除却した後の土地に新たに建築される同法第二条第一項第一号に規定するマンションのその住戸の規模及び構造が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合する場合における当該マンションとする。

第二十条の二第十一項中「要件は」を「面積は、百五十平方メートルとし、同号に規定する政令で定める要件は」に改め、同条第十四項第二号中「又は区域」を「若しくは区域」に改め、「定められたもの」の下に「又は中心市街地の活性化に関する法律第十六条第一項に規定する認定中心市街地の区域」を加え、同号ロ中「都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画の区域（同法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区内の同法第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域を除く。）、同法」を「都市計画法」に改め、同号ロ(1)中「地区計画、」を削り、同号ロ(1)(ii)を同号ロ(1)(i)とし、同号ロ(1)(iii)を同号ロ(1)(ii)とし、同号ロ(2)中「(1)(i)又は(ii)」に改め、同号ハを削り、同項第四号を次のように改める。

四　都市再生特別措置法第九十九条に規定する認定誘導事業計画の区域

第二十条の二第二十六項中「第九項」の下に「又は第十項」を加える。

第二十二条の三第七項中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に、「同項第十三号」を「同項第十六号」に改める。

第二十二条の六第一項中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に、「同項第八号」を「同項第十一号」に改め、同条第二項第二号中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改める。

第二十二条の七に次の一項を加える。

3　法第三十四条第二項第四号に規定する政令で定める地方独立行政法人は、地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第四条第三号に掲げる博物館又は植物園のうち博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定されたものに係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二十一条第五号に掲げる業務を主たる目的とするものとする。

第二十二条の八第十四項中「都市再生整備推進法人」を「都市再生推進法人」に改め、同条第十九項第二号中「第四十一条第一項」を「第四十九条第一項」に改め、同条第二十七項中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、同条第二十九項中「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体等」を「農地利用集積円滑化団体」に改める。

第二十二条の九第一項第一号中「第八条第一項」を「（昭和五十五年法律第六十五号）第五条第三項」に、「農地保有合理化法人」を「農地中間管理機構」に、「第十一条の十二」を「第十一条の十四」に、「農地利用集積円滑化団体が一般社団法人又は一般財団法人である場合には」を「一般社団法人若しくは一般財団法人である当該農地利用集積円滑化団体にあつては」に、「その行う同法第四条第二項第一号又は第三項第一号ロに掲げる農地売買等事業」を「これらの法人の次に掲げる区分に応じそれぞれその行う次に定める事業」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該農地中間管理機構　農業経営基盤強化促進法第七条の規定により行われる事業（同条第一号に掲げるものに限る。）

ロ　当該農地利用集積円滑化団体　農業経営基盤強化促進法第四条第三項に規定する農地利用集積円滑化事業（同項第一号ロに掲げるものに限る。）